

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第16号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度</u> その他職員に関する制度についての研究成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 職員に対する不利益な処分についての<u>審査請求</u>の事案を審査し、<u>それ</u>に対し<u>裁決</u>をし、及び必要な措置を執ること。</p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(14) <u>削除</u></p> <p>(15)・(16) 略</p> <p>(17) <u>人事評価の実施</u>に関し、任命権者に勧告すること。</p> <p>(18)～(21) 略</p> <p>(22) 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条の2 <u>又は第3条の3</u>の規定により給料月額を定めること。</p> <p>(23) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第10条第1項第1号、第16条から第19条まで、第21条、第34条、<u>第39条又は第41条</u>に規定する承認をすること。</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の<u>評定</u>、厚生福利制度その他職員に関する制度についての研究成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 職員に対する不利益な処分についての<u>不服申立て</u>の事案を審査し、<u>その申立て</u>に対し<u>裁決</u>し、又は<u>決定</u>し、及び必要な措置を執ること。</p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(14) <u>職階制に適合する給料表に関する計画を立案し、これを議会及び知事に提出すること。</u></p> <p>(15)・(16) 略</p> <p>(17) <u>勤務成績の評定に関する計画の立案</u>その他勤務成績の評定に関し<u>必要な事項</u>について任命権者に勧告すること。</p> <p>(18)～(21) 略</p> <p>(22) 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条の2の規定により給料月額を定めること。</p> <p>(23) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第10条第1項第1号、第16条から第19条まで、第21条、第34条、<u>第38条又は第40条</u>に規定する承認をすること。</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。</p>

ア～キ 略

ク 規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号から第8号まで又は第8条第2項の規定による選考（同項の規定による選考にあつては、人事委員会が認めるものに限る。）の場合を除く。）

ケ～ス 略

(26)～(35) 略

(36) 職員の退職管理に関し、任命権者に対し、規制違反行為を行った疑いがあると思慮される行為に関する調査を求め、及び調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べること。

以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務

ア～キ 略

ク 規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号から第8号まで又は第8条第2項第1号ア若しくは第3号の規定による選考（同項第1号ア又は第3号の規定による選考にあつては、人事委員会が認めるものに限る。）の場合を除く。）。

ケ～ス 略

(26)～(35) 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。